

○近江八幡市立図書館におけるリサイクル資料を活用した市民提案事業実施要
綱

令和2年3月26日

教委告示第11号

(趣旨)

第1条 この要綱は、近江八幡市立図書館（以下「図書館」という。）において除籍した図書等を市民自らが提案した事業により再利用し、又は活用することにより、市民が市政に参画する機会を設けるとともに、その受益を広く市民に還元するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「市民提案事業」とは、市民公益活動団体等が地域の課題解決を目指すため、リサイクル資料を活用し図書館との協働により情報発信し、及びイベント等の活動を提案する事業をいう。

2 この要綱において「リサイクル資料」とは、次に掲げる市民提案事業の対象とする資料をいう。

- (1) 図書館において除籍した図書館資料
- (2) 図書館資料として受け入れできなかった寄贈資料
- (3) リサイクル用として個人から持ち込まれた資料

(実施主体の要件)

第3条 市民提案事業を提案し、実施することができる者は、図書館との協働により行うことができる団体で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に活動場所又は活動実績を有し、市内を対象地域として市民提案事業を行うことができること。
- (2) 組織の運営に関する規則（規約、会則等）を有すること。
- (3) 営利を目的とする団体でないこと。
- (4) 活動の収支の予算及び決算を管理していること。
- (5) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7

7号)に規定する暴力団をいう。)でないこと及び団体の構成員に暴力団(同法に規定する者をいう。)がいないこと。

(令5教委告示3・一部改正)

(事業期間等)

第4条 市民提案事業の実施期間は、当該事業の開始の日から3年間とする。

2 教育委員会は、前項の期間の経過後において市民提案事業を検証し、その実施を継続しようとする場合は、新たに公募により選考する。ただし、再度の応募は、妨げない。

(必要書類)

第5条 市民提案事業を提案し、実施しようとする者(以下「応募者」という。)は、次に掲げる書類を別に定める日までに教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 事業提案書(別記様式第1号)
- (2) 事業計画書(別記様式第2号)
- (3) 事業収支予算書(別記様式第3号)
- (4) 事業実施スケジュール(別記様式第4号)
- (5) 事業提案団体概要書(別記様式第5号)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(選考)

第6条 教育委員会は、前条の書類を受理したときは、選考委員会に諮り、市民提案事業を実施する者(以下「事業実施団体」という。)を決定するものとする。

2 前項の選考委員会は、近江八幡市立図書館協議会をもって充てる。

3 事業実施団体の選考方法については、別に定める。

(選考結果の通知及び公表)

第7条 教育委員会は、前条の規定により事業実施団体を決定したときは、事業実施団体には提案事業採択通知書(別記様式第6号)により、他の応募者には提案事業不採択通知書(別記様式第7号)により、その選考結果を通知するものとする。

(覚書等)

第8条 事業実施団体は、市民提案事業の実施に当たっては、教育委員会と基本的事

項及び内容等を明示した覚書を締結し、必要に応じ図書館と協議するものとする。

(変更等)

第9条 事業実施団体は、市民提案事業の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとする場合は、速やかに教育委員会の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 事業実施団体は、前項の規定により市民提案事業を廃止したときは、リサイクル資料の販売代金及びリサイクル資料（教育委員会が事業で費消したと認めるものを除く。以下同じ。）は、市に返還しなければならない。

3 事業実施団体は、事業終了後にリサイクル資料の販売代金及びリサイクル資料に剰余があるときは、市に返還しなければならない。ただし、あらかじめ事業実施団体が当該剰余金又は剰余資料の有益な活用方法について教育委員会に提案し、適当と認められた場合は、この限りでない。

(令5教委告示3・一部改正)

(備付帳簿等)

第10条 事業実施団体は、事業に係る必要なリサイクル資料の台帳、会計帳簿その他関係書類を整備しておかなければならない。

(報告書の提出等)

第11条 事業実施団体は、事業終了後1月以内に事業報告書（別記様式第8号）、事業収支決算書（別記様式第9号）及びその他必要な書類を教育委員会に提出しなければならない。

2 事業実施団体は、年度毎に事業中間報告書（別記様式第10号）を教育委員会に提出しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、教育委員会は、選定事業の実施状況について必要に応じ事業実施団体に報告を求め、又は検査できるものとする。

(決定の取消し等)

第12条 教育委員会は、事業実施団体が実施主体の要件を欠くことが明らかになった場合又は第9条第1項、第10条若しくは第11条の規定に違反した場合は、事業実施団体の決定を取り消すことができる。

- 2 前項の場合において、事業実施団体の決定を取り消された者は、リサイクル資料の販売代金及びリサイクル資料に剰余があるときは、市に返還しなければならない。

(令5教委告示3・追加)

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(令5教委告示3・旧第12条繰下)

付 則

この要綱は、告示の日から施行する。

付 則 (令和3年教委告示第17号)

この要綱は、告示の日から施行する。

付 則 (令和5年教委告示第3号)

この要綱は、告示の日から施行する。

別記様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

近江八幡市教育委員会 宛

団体名
所在地
代表者名

事業提案書

関係書類を添えて次のとおり提案します。

1 事業名	
2 事業期間	
3 事業費	総事業費 円 うちリサイクル資料販売代金 円
4 事業概要	
5 添付書類	☐ 事業計画書（別記様式第 2 号） ☐ 事業収支予算書（別記様式第 3 号） ☐ 事業実施スケジュール（別記様式第 4 号） ☐ 事業提案団体概要書（別記様式第 5 号） ☐ その他

別記様式第2号（第5条関係）

事業計画書

団体名 _____

1 事業名	
2 事業の詳細	
3 実施体制	
4 役割分担	事業提案者
	図書館
5 協働の効果	
6 事業のアピールポイント	

別記様式第3号（第5条関係）

事業収支予算書

团体名_____

事業名

1 収入の部

項目	予算額（円）	積算内訳
合計		

2 支出の部

項目	予算額（円）	積算内訳・使途目的
合計		

別記様式第4号（第5条関係）

事業実施スケジュール

団体名 _____

事業名 _____

年	月	活動内容

別記様式第 5 号（第 5 条関係）

事業提案団体概要書

1 団体名	(ふりがな) 名称
2 所在地	〒 —
3 代表者名	(ふりがな) 氏名
4 連絡先	連絡先氏名： 住所： 電話番号： E メール
5 設立年月日	年 月 日
6 会員数	人
7 活動事業目的	
8 活動内容・ 活動場所	
9 活動・事業の PR 方法	会報・広報誌 有（年 回発行）・ 無 団体のホームページ 有 ・ 無 その他 有 ・ 無
10 経費関係書類	予算書、収支決算書等
11 組織規範	定款、規則、会則等
12 活動概要	活動報告等
13 その他	

別記様式第 6 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

近江八幡市教育委員会 印

提案事業採択通知書

年 月 日付けで提案のあった事業については、下記のとおり採択されましたので、通知します。

記

1 事業の名称

2 採択理由

別記様式第7号（第7条関係）

第 号

年 月 日

様

近江八幡市教育委員会 印

提案事業不採択通知書

年 月 日付けで提案のあった事業については、下記のとおり採択されませんでしたので、通知します。

記

1 事業の名称

2 不採択理由

別記様式第 8 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

近江八幡市教育委員会 宛

団体名
所在地
代表者名

事業報告書

提案事業が完了しましたので、次のとおり報告します。

事業名	
事業費総額	円
事業期間	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
事業の対象者	
事業の実施場所	
実施結果	具体的な実施内容及び成果物、開催回数、参加人数等
事業総括 （自己評価）	事業の効果、取り組んだ地域課題についてどのような効果があったか、地域の反響等
添付書類	(1) 事業収支決算書（別記様式第 9 号） (2) 領収書の写し (3) その他必要な書類

別記様式第9号（第11条関係）

事業収支決算書

団体名 _____

事業名 _____

1 収入の部

項目	決算額（円）	内訳
合計		

2 支出の部

項目	決算額（円）	内訳・使途目的
合計		

別記様式第 1 0 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

近江八幡市教育委員会 宛

団体名
所在地
代表者名

事業中間報告書

提案事業について、 年度の実績を次のとおり報告します。

事業名	
事業費	円
リサイクル資料 販売代金	円
事業期間	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
事業の対象者	
事業の実施場所	
実施結果	具体的な実施内容及び成果物、開催回数、参加人数等

別記様式第 1 号（第 5 条関係）

（令 3 教委告示 1 7 ・一部改正）

別記様式第 2 号（第 5 条関係）

別記様式第 3 号（第 5 条関係）

別記様式第 4 号（第 5 条関係）

別記様式第 5 号（第 5 条関係）

別記様式第 6 号（第 7 条関係）

別記様式第 7 号（第 7 条関係）

別記様式第 8 号（第 1 1 条関係）

（令 3 教委告示 1 7 ・一部改正）

別記様式第 9 号（第 1 1 条関係）

別記様式第 1 0 号（第 1 1 条関係）

（令 3 教委告示 1 7 ・一部改正）